

D 24

續神人論
全
名神理政策

目次

自序 一

第一 神の理法 一

第二 神と人 八

第三 人 一三

第四 人と人 一九

第五 人と國家 二四

第六 人と君主 三〇

第七 人と政治 三六

第八 人の權利義務 四六

第九 人と經濟 五三

第十 國と國 六五

自序

神理神法は自然に現示し、天然に存在す、自然を研究し、天然を講究すれば、神意は分明し、神力は顯著なり、仰ひて天體の配置運行より、俯して地物の生成化育に至るの垂蹟を觀察するに、意思ありて畫策指揮し、力行ありて活動作爲する所のものあるが如し、豈に然らんや、是れ唯た神の一理法たるのみ、……

理法は不動にして不易なり、故に天地萬物の配置し運行し生成し化育する所以のものは、理法の是れを然らしむるには非らず、理法に因りて已むなく然るものあ

767 576



り、

二

天地萬物は、各自特殊の賦性あり、亦た天職あり、背戾し悖逆すれば、其本分を逐達遂行する事能はざるものなり、是れは由りて安身立命の緊要は神理神法に謹慎し服事するにあり……

神理神法は、上下に普編し、四圍に充滿し、亦た我か心裏に安座せり、是れを主觀上より續釋し、是れを客觀上より歸納せば、眞理の斷言を肯定し認識し得べし……
既にして眞理を肯定し認識す、體して以て修身徳行の躬行たらざる可らず、奉じて以て救國濟民の實踐たら

ざる可らず

人生は知る事の難きに非らず、爲す事の難きにあり、社會に醒覺者の缺乏なるは非らず、奮起し敢爲するもの、稀少なるなり

當今の世、知識は日進歩し、學術は月開發し、辯説に文學に年精巧審美を極むと雖も、本原崇高の眞理研究を忽諸し附して、一科形以下の學習に齷齪たるを以て、其知得し、學得する所のもの、營々たる衣食の資と區々たる奢侈の料とを得んと欲するは過ぎず、是れ等は尙ほ可なり、其多くの點智を戦はし、猜才を競ふて、世

三

を欺罔一人を欺騙し、以て僅かに僥倖を萬一に冀圖せり、
 請ふ冥目して熟慮一番せよ、神理神法の吾人の前、
 誨を宣言し、吾人の後に賞罰を宣告す、白刃一下せば悔
 恨するも企及す可らず、庶幾くは我が同胞よ、神理神法
 を尊崇し、篤信して、是れか躬行實踐、
 鋭意爲し、熱心爲し、以て已か賦性を逐達し、
 以て已か天職を遂行し、彼岸の極樂淨土、
 往生し、天國の樂園に永眠されん事を、至
 囑、

明治卅五年五月

總洲 櫻井 靜記

續 神人論

總洲 櫻井 靜著

神の本體は靈知靈能にして、知らざる事なく、能くせざる物なし、能く萬有を創造し、能く萬法を製作す、
 無形の理、
 天地下に普偏きは、神の意思なり、命令なり、有形の物が萬方所在に生成化育するは、神の勢力なり、制裁なり、
 有無明暗と遠近來往との一切を貫通し、是れを主宰し、是れを制裁するは、神知神力の運爲にして、是れを理法と稱せり、無形の理が事物と時所との原因と爲り、有形の物が生成化育の結果を爲す所の、
 資縁即ち聯絡關係を視れば、
 理物は二にして、一たゞし、
 しかれども、
 理物の因果、
 即ち因が果と爲り、
 果が因と爲る、

還原復歸の所以を視れば、理物は一にして二たり、理物は二にして一たり、一にして二たれども、亦た二たり一たれども、一ならず二ならざるとも有り、其真なるは神の唯一理法たるのみ、理物をして相互に因縁爲さしめ、交互に因果爲さしめ、相依頼し相扶助せしめて、須臾も分離背反すると能はざらしめ、以て能く生成化育し、以て能く圓轉活脱し、竟極まり、盡滅るの末期なからしむるは、偏へに神意の優渥き恩恵と、神法の靈妙不可思議なるの結構に因由せり、

神理は布陳し、神法は確定めらるるを以て一切の事は依りて以て盛衰し、萬有の物は依りて以て消長し、隨時は依りて以て利害し、到る所は依りて以て得失す、是れ等を事物と、時所との理法、即ち原理とは謂ふなり、

事物と時所とに關するの理法は神の意思命令よりせる、事物と時所との賦性にして固有たらしめらるるを以て是を改易め、是れを變更ると能はず、

理法は神の意思命令なれば、須らく服従せざる可らず、服従とは行爲し、避止するなり、所謂ゆる其爲まべきを爲し、其爲す可らざるを爲さざるなり、是れ全然に神に對するの義務たればなり、

此義務に能く服事する所のものは賞譽し、賚賜せられ、背反き悖戻るものは懲戒し、刑罰せらる、古往來今の歴史を探索し、研究するに、神理神法の信賞必罰を立證し、確認せられざるはなきなり、

神理神法は確乎不拔にして、千古不易たり、宛かも天然の如く

亦た自然なるものゝ如し、是れ固有にして必至なるを以ての
故なり、

四

こゝを以て古人は神を天に配し、天の畏敬る可きを謂へ、亦た
或者は理法を自然に歸して、自然の愛敬す可きを謂ふ、然りと
雖ども天に焉んぞ靈知あらんや、自然に焉んぞ勢力あらんや、
其畏敬るべきは天に非らずして神の靈知なり、愛敬すべきは
自然に非らずして神の靈能なり、
古人亦た曰く、天は民をして言はしむ、と神は吾人に對し、豈に
言はしむるのみならんや、命じて以て行避せしめ命じて以て
他の行爲を功過し譏譽と賞罰をも爲さしむるなり、
嗚呼神は大なる天體の配置運行より、小なる動植昆虫の生成
化育に至るまで、種と類とに由りて特殊應宜の賦性を授賦け、

以て各自の本分と天職を命令し固有せしむ、須らく專念一意
に己が賦性を發展助長して、其本分を竭盡し、其天職を勤勉め、
以て能く神理に協合し神法に報答を盡さざる可らず、
神理神法を研究探索し、發見究知する所有らんと欲すれば、吾
人は心知の認識理解を、續釋して推考し考定する所のものと、
五官の經驗抽象を歸納して練合し統一する所のものとの二
者が合致し歸一するに由りて得たるの斷言を是を眞理と爲
すなり、
神は天地萬有一切の最高最上に實在するの聖靈にして、無形
にして有形に現影はれ、有形にして無形に隠匿る、故に無きが
如くにして有らざるなく、有るが如くにして無きものゝ如し、
形以下形以上、に儼然卓立せるものありて、無形を主宰し、有形

五

を制裁するの證據運爲が顯著にして彰明なるもの有るを視ば、神靈の存在を據證し、神靈の實在を確認せらるゝなり、人類が自己の存在を知得し、亦た我の我たる事を知了するは、心靈の存在と實在とを以ての故なり、人よりして其心靈を掠奪し去れば、人は遮ちに其己が存在を虚無にし、亦た我の我たるをも亡失ふに至る可し、問者あり、人の心知は何處に住居し、亦た如何なる形體を具備せる、請ふ我に其實體を呈供せよ、是れに對し、斯く言ふ汝が即ち汝の心知なるものなり、我の心知も亦た汝の心知と同一なり、故に汝が心知の存在を如くに我の心知も實在せりと答辨せば、足れり、形以下形以上に神靈の存在し實在する事も、是れと同一理由なり、

天地萬物の創造せられ、主宰せられ、制裁せられ、即ち配置運爲せられ、生成化育せらるゝとは、宛かも人に心知のある有りて一身を主宰し制裁せらるゝと同一なるが如くなり、是れ神靈の存在し實在するの確的保證たり、彼の老子の所謂ゆる玄の又た玄、衆妙の門なるもの、是れ神靈の實在なるなり、

地球上に人類の降生せられたるは、神が人類をして地球萬物の主たり君たり亦た神の代理者と爲りて、神の意思命令を傳達し、神の勢力制裁を執行せしめんが爲めなり、吾人の天職たるや最貴最重なりと謂つ可し、
 吾人の天職は、神の命令よりせる固有の賦性たり而して此賦性中には第一對神と第二對人と第三對物との三大義務あり、對神上の義務は神の指示せる切ての行避、即ち爲すべく爲ま可らずとする所のものを、擧げて服従せざる可らざる所のものなり、然れども對人上と對物上との二義務は、理性の觀念認識よりせる行爲、即ち爲す可きものを權利と爲し、避止即ち爲す可らざるものを義務と爲せり而して權利は敢て執持爲さ

ざるも可なれども、義務は必ず履行せざる可らずと爲せり、神が人類に對じて最貴最重なるの天職を命令し、最高至大なるの責任を負荷しむるや、其任務を認識し、其職責に服事し得んが爲めに豫め周到なるの準備と綿密なるの結構とを用意し、設備られたり、何ぞや繊巧なるの體機と靈妙なる心知の授賦是れなり、
 五官は能く外界の事物を認知して錯誤まらず、手足は奔躍搏撃に敏捷活潑く、幹軀は屈伸向背に如意自在なり、之れに添加し結合するに、知覺認識し、理解觀念するの心智と感發興起し、喜憂愛憎するの心情と選擇執意するの心意とを授賦けらる、何事か知られ得ざらんや、何物か能くせ得ざらんや、以て能く神理に通曉し得へく、以て能く神法に服事し得べし、

人類の賦性中に於て、特殊に貴重なるは理性にして、吾人が地球上の主宰者たり、萬物の靈長者たる謂以のものは、偏へに此能力あるが爲めなるのみ、
 理性は能く眞理を認識するを得、亦た能く理會を觀念せざるを得、而して眼前に過ぎ、固陋に在る物に就きて、直に正邪、曲直、眞偽、善惡を辨じ、正しき行爲と、正しからざる行爲とを決し、次で爲すべき爲ま、可らざる義務の意を生じ、從て服従せざるに足れる功德と、否らざる無益との意識を發するを得るの能力たり、
 理性の正しきは、人々に甘服せられ、各國に揆一せられ、亦た歴世に據證せらる、以て知る可し、神理の確乎不拔なると、神法の千古不易なることを、

理性上よりせる正邪、曲直、眞偽、善惡の認識、觀念は、神の指示命令なれば、吾人絶對的に服従すべきの義務に属す、故に獨自に己の躬行實踐に止まらず、無限に他の行避を監督是非し、稱譽譏斥し、誘掖抑止をも爲さざる可らず、
 神理に服事し、神法を執行せんが爲めに、功過の裁斷を心裏に抱持し、賞罰の權柄を手中に掌握れば、神知は、之れを保護し、神力は、之れを襄助す、如何なる強敵か、屈服し得られざらん、如何なる兇惡か、挫折し得られざらん、若し夫れ攻伐べきを攻伐す、滅亡をべきを滅亡させれば、責罰却て己が身に反及す、豈に忽諸に附す可けんか、
 理性は實に神の特派にして、神と交通し、神と同體なり、吾人理性の純一を以て、神に祈らんか、神は容れざるとなく、聽かざる

となく許さざることなく、至誠に求むれば與へられ、熱心に望めば達せらるべし、故に吾人心身の全部を擧て、神を信仰せんと溲厚ければ、神過を得て大自在たり得るや必せり矣、

第三 人

人類は開發進歩すべきの知能と練習熟達すべきの體機とを授賦けらるゝを以て、注意し練習せれば、發達上進する所計り知る可らずして、終には神祕を開闢し神物を翫弄ぶの境域に到達せるを得べし、
目視に明かなるものは、冥目端座にして、能く千萬里外の幽微に通曉するを得べく、
耳聴に審かなるものは、閉塞横臥にして、能く遼遠懸隔の變故に熟知するを得べく、
鼻嗅に疾きものは、未だ嘗て見る可らざるの物象を探知り、未だ嘗て聽く可らざるの事故を察知るとを得べく、
口味に敏きものは、異物を嚙んで産地の彼是を説明し、奇品を

驟て抱合の分子を詳言するを得べく、
 膚觸に類きものは、墊居靜座にして、風雨寒温の方面度量を占
 斷し豫言するを得べし、
 五官の作用にして、聰明穎敏なると、斯の如きを得る所以のも
 のは、第一に心身の聯結一致なるに由れると、第二に注意し經
 験し能く記憶せると、第三に熱心し忍耐し能く練習すると、
 日常に正直眞善の觀念を執持して、偏僻し邪曲する所なく而
 して一事に應じ、一物に觸るゝや、心身の全部を擧げて之れを
 一所に順注ぎ、熱心にして他事を顧慮るを爲されば、自から
 靈妙不可思議の境域に到達するを得ん、
 人類は萬知萬能たり得べきの心身を授賦らるゝと雖も、亦た
 命數と力量とに於て限度を設定られたり、故に區々たる一身

を以て萬事よ所し、萬業を爲すと能はず、然れども偏尙に依
 選擇し、愛好に依て執意し、己が欲する所の一事と一業とに專
 攻熱心すれば進歩し發達すると驚愕歎稱するものあるなり、
 人類は註くに道路を要し、食ふに穀菜を要し、養ふに鳥獸魚介
 を要し、服るに綿毛絹麻を要す、地球上に生存せる所在ゆる萬
 有は、悉皆人類の利用厚生爲めに供給されたるの需要物た
 り、然れども是れ等萬物も暴殄乱費に專恣なれば、終には盡滅
 に歸して遺類なき悲惨の境たるに至らん、豈に愛惜せずして
 可ならんや、
 人類は勤勞して衣食すべきの稟賦なり、故に往かんと欲すれ
 ば先づ道路を修理せざる可らず、食はんと欲すれば先づ菜穀
 を播種せざる可らず、養はんと欲すれば先づ種養せざる可ら

ず、服んど欲すれば先づ續織せざる可らず、其他何等の物品を
 需要し、將た消費せんとを欲望するにも、必ず先づ勤勞し生産
 するの後ならざる可らず、
 人類、究極の目的は充足亦は満足たり、而して此の満足の元は
 消費に、其消費の元は欲望に、其欲望の元は所有に、其所有の元
 は生産に、其生産の元は勤勞たり、果して然らば勤勞は人類の
 最先最肝要の目的たりと謂つべし、
 土地は塞温熱滯に區畫せられ、幾多の岩層は起伏し斷續せる
 を以て人類も是か影響を蒙り、是か感化を受け、自然に功拙
 を來し、長短を生ずるに至る、故に生産する所の物、製造する所
 の品、各國に同じからず、各地に等しからず、故に是れを需要し
 是れを消費せんと欲まれば、自他交換せざる可らず、彼是貿易

せざる可らざるなり、
 需要と分業の已む可らざるは、人類をして相交際し、相親睦せ
 しむる爲めの神意の巧妙卓逸なるの結構に因せるが如し、人
 類は既に神物たり、万物も等しく亦た神物たらざるはなし、人
 は死して靈魂神に復歸すと雖も、物は一度消費すれば滅失
 して再び還歸せず、焉んぞ愛惜の同情なくして可ならんや、可
 及的に饒多に生産して、是れを寡少に消費し、以て能く蓄積を
 夥大にして、同胞の賑恤救済に施興さざる可らず、
 正邪、曲直、眞偽、善惡、は必然より其因果を同一にす、苟も正直眞善
 の結果を得有せんと欲するものは、須らく正直眞善の原因を
 躬行實踐せざる可らず、是れに反對して邪曲偽惡の原因を干
 犯するものは、必然に邪曲偽惡の結果を招致ぐべし、因果は實

縁し圓轉し、而して功過の賞罰は必至ならざるなし、故に大物を
を得んと欲するものは、大勞に忍耐せざる可らず、大成を期せ
んと欲するものは、大功を蓄積せざる可らず、

第四 人と人

人類は神より万知万能の素質を有する心身を授賦せらるゝ
と雖も、遺傳と境遇と經驗習慣に依り、自から偏尚を異にし、
從て選擇執意する所を殊別にせ、故に其欲する所と望む所と
は各自の自由たり、然れども、此選擇執意の自由には功過と賞
罰の伴隨するものなり、
神は人類の爲めに切ての材料を準備し供給し、各人をして其
欲望する所のものを隨意自由に選擇し執意せしむと雖も、
同時に制限を期畫し、服従を指示せ、其第一は神に對するの義
務、其第二は人に對するの義務、其第三は物に對するの義務、是
れなり、而して第一對神の義務は絶對的にして、神理神法上即
ち正しき理性よりする行善避惡、即ち爲すべきを爲し、爲す可

らざるを爲さざるなり、第二に對人の義務は相對的にして權利は保持し、義務は履行すると、雙務契約の如く、相依賴し、相扶助し、相悞樂するを爲し、自利せると同時に利他するを爲さしむるものなり、第三に對物の義務は物質的にして保育助長し、節用蓄積せしむるにあり、

人は神理に服し、神法に従はば、將た理性の命令を奉ずれば、何等の事を爲し、何等の行を爲し、亦た何等の業に就くも、隨意自在たり、各人に此偏尙執意ありて、依頼せざる可らば、扶助せざる可らず、悞樂せざる可らざるの必要を招致し、依りて以て社交親睦の己む可らしめらる、

人には自利の欲性あれども、亦た利他の情緒をも併有せらる、而して前なる自利欲には自制克己の制限あれども、後なる利

他情には、勸奨激勵の援助あり、曰く他人を先にして自己を後にせよ、亦た曰く己が欲する所を他に施せど、

人は獨自の所欲に阻勉し、一己の所好に努力し得ると雖ども、隣人を損害し、對人を妨害するとを抑制禁止せらるゝなり、曰く己が欲せざる所を人に施せど勿れど、獨知同情よりして併發する、愛憐愍恤の情意は、最貴重なるの所爲たるなり、

神理は一視同仁にして、神法は平等均霑なりと雖ども、遺傳と經歷と境遇との差違よりして、知愚の度、貧富の差に於て、千階萬級を生み出し、是れ等無數夥多なる階級は、主として過去の業縁、と既往の賞罰に因由せりと雖ども、斯る階級の差等あるこそ、却つて人々を交接し、近邇し、依頼し、扶助せざるを得ざらしむ、所謂ゆる前車の覆るは後車の戒め、依りて以て人々を警戒

し、活動し、向上奮進して、已まざらしむ、新陳代謝の神策妙用は
 至れり盡せりと謂つべし、
 知者は愚者を教養し、富者は貧者を救済し、力あるものは辱者を
 扶助し、貴者は賤者を撫育し、壯者は老者を養育し、健者は病
 者を扶持せざる可らざるとは、是れ神理神法上の義務なり、將
 た天職なるなり、
 優勝なるものが、劣弱なるものを扶助し、權勢あるものが微賤
 なるものを保育せんとを爲せば、上級者たるもの下級者の尊
 敬を享受するを得て、下級者の推譲を保維し、人々の間愛敬の美
 風を熏陶し推譲の美德を謳歌つを得ん、
 上級者の天職は險徳を身に體し、自身に奉ずると薄くして、他
 に救恤施與すに重厚かるべく、下級者の本分は、勤勉力行に

して、自助獨立を念とし、上級者を尊崇びて推譲することゝ爲
 し、斯くして上下兩級の間、一片の不平疾惡なく、親睦し、融和し
 て、社會の和氣藹々たることを得ん、

人類の生存するも、是れを統一主宰するものなき混沌たる自然社會に於ては、強暴の徒は專恣跋扈して、兇惡殘害に至る所なく、世は弱肉強食を事とし、倫理は保せられず、道徳は力を有せず、神理神法の存在するも、是れを採用し、是れを執行するもの絶て有らざりき。

漸くに神理を曉知し、神法を悟得するものゝ出づるあり、強暴の徒を鎮壓し、兇惡の行を抑止し、以て良民を保護し、孱弱を擁護するを爲し、専ら制裁の權柄を執行す、こゝに初めて明定せる君主、と服従する臣民、との分定まり、國家の組織完成せられ、民依りて以て生命財産の安固を得、各自其職業に安堵することを得るに至れり。

君主の職務たる國家の政務は正善即ち行爲の權利を保護し、善惡即ち避止の義務に服従せしめ、以て能く國民の幸福利益を助長し、増進し、併て國利國權の振作擴張を畫策するにあり、神理神法は該博して廣義なり、故に人類と萬物との上に大法原則を宣布せるのみ、國法は然らず、人々相對上の行避即ち公共の行爲に關係を及ぼす事柄を、抽象し、選抜し、是れを法律に明定し、國民たるものゝ行避即ち權利義務を宛かも約束の如くに命令するなり。

法律は君主の命令なれば、國民是れに服従するの義務あり、國民にして君主の命令に服せず、義務を缺かば、君主の法律は是れを刑罰すべし、然れども、一利一害は事物の常態、不文法に濫用の害ある如きも、明文法の缺典は非違罪惡も、明文正條なく

んば、是れ懲罰すると能はざるの已む可らざるものあるを如何せん、神理神法の研究探索は實に忽諾に附す可らざるなり、國家の法律は神理神法を基礎とし、是れに率由すべしと雖も、其國の歴史に鑑み、民知に應じ、民俗に慮ばかり増減し、取捨して、時宜に適し、民情に叶はしめざる可らず、然れども惡俗弊風は務めて改善せざる可らざるなり、國法の目的とせる所は、公平にして偏頗ならざるにあり、國民をして善且つ正なる所のものを遵守せしめ、即ち正しからざるを正し、將た正しさに達せしめ、全國民をして平等均霑の徳澤に沐浴せしむるにあり、國法に三大區分あり、其一國家對國家の法、其二國家對國民法、其三國民對國民の法、是れなり而して、其一は條約締結より成

り、其二は憲法、刑法、治罪法、行政法等の公法、其三は民法、商法等の私法、是れなり、國家の建設組織には概ね二種の區別あり、其一は一家を基礎とし、其二は一個人を基礎とす、此二區別あるは、其國の歴史と習慣に原因すと雖も、社會民心の推移變遷よりして、甲が乙に推移し、乙が甲に變遷るとあり、國家は國民益上より甲(一家組織)を認許し、乙(一個人組織)を認許し、亦た甲乙を折衷せる丙(一家と一個人を折衷せるもの)を認許することあり、國家の基礎は鞏固監確ならざる可らず、否ならしめざるべからず、甲乙丙何れが國家の習慣なりや、利害の存する所何處なりや、改善の要あるは何なりや、熟慮研究して、後ち決定せざる可らず、既にして決定する所あれば、是れを保護し、是れを助長

し、是れを發達せしめて、國家の基礎を健全にし、國家の組織を鞏固堅確ならしめざる可らず、
 國家の法律は是れに依りて定まりこれに従て變せざる可らず、法律は國體を保護し、社會を整理するものなればなり、法律の主なる目的が、國體を保護し社會の整理に存在せしむれば、立法者たるもの法律制定の際、特に此點に注意と考慮とを要するのみならず、司法官たるものが法律に依りて訴訟を裁斷するに於ても殊更此點に研究熟慮を費し、輕忽に暴斷して其學ぶ所に偏し、其信する所に辟し、濫りに他國の法理を牽強し、外邦の法律を附會す可らざるなり、
 政權の伏在歸着する所、不正奸邪の徒是れに阿附蟻集し漸入終に罪惡非行に陥落するに至るものなり、亦た既に政權を掌

握せるものは、是れを失亡することを嫌忌するのみならず、立法に行政に將た司法に政治を擧げて、自己等の便益と擅私とに供用濫使せるの弊害あり、故に國家の政權は務めて多數の手中に掌握爲さしめ、政務の監督も、亦た多數に委せざる可らず、此政務保險策は、第一に選舉權を擴張して政權の出所本元を廣大多數ならしめ、國民多數の手を以て、是れを進退し、國民多數の目を以て是れを監督せるものと爲ざる可ならず、而して其政權の本元たる選舉被選舉權を普通國民權たらしむるに尙早なるに於ても、責めては國家組織體の基礎たる一家を公認し、家長をして悉く選舉被選舉の政權を得有せしめざる可らず、國民を打て一國と爲し、君民と俱に共に在るの道斯に於てか遂達することを得ん、

人に心霊ありて一身を主宰し、統御し、家一族長ありて一家を支配し、監督するが如く、衆人の團集し、交際する上に、是れを主宰し、制裁するの君主を必需を、國家は茲に成立し、社會は茲に整理せらる、是れ神の意思に應じ、神の理法に適應するなり、心身は聯絡密着にして分割す可らず、血族は聯合親密にして分割す可らず、君主と國民との間も亦た協同一體にして分割別離す可らざるなり、如何となれば國民を離れて君主獨り存せず、君主を離れて國民獨り生ずるを得ざればなり、故に君民は其名稱を殊別にするも、實體に於ては同一にして分割別離すること能はざるものとす、

君主の國民を統治し代表する所以は、君主は國民たり、國民は

君主たり、君主獨り君主たるを得ず、國民獨り國民たるを得ず、君主と國民の結合調和のある有りて、君主と國民との本分は立定せらるゝが爲めなり、

君主の利害は國民の利害にして、國民の利害は君主の利害たり、故に君主は國民の心を以て心と爲し、國民の休戚を以て休戚と爲し、正義仁愛險徳を躬行實踐して、國民の模範誘導に任せざる可らず、亦た能く學術を奨勵して、國民の知識を開發し、職業を勸勵して、國民の幸福を増進せしめざる可らず、

國民は君主を尊敬し、服従するの義務われども、君主は亦た國民を愛撫し、保育するの責任あり、此君主と國民との責任義務は、交互の愛敬、誠意、精心よりし、決して虚禮修飾の儀式に涉らざると最も肝要なり、

君主の國民に臨むや、權勢威力を以て壓抑することを爲す、正義仁愛險徳を以て感戴せしむ可く、國民の君主に奉ずるや、虚偽諂諛を以て欺罔せず、素朴真情を以て貢獻せざる可らず、君主の下には、數多の官職あり、官吏を選任して、萬般の政務を執行せしむ、此官吏は君主の選任に依りて、君主の政權を委託し、代理す、而して官吏の良否は國家の盛衰に影響し、官吏の善惡は國民の安否に關係す、是れが指揮監督の責任は君主に在り、是れが任免黜陟の權力は君主に存す、君主の責任や重大なりと謂つべし、官吏は君民の中間に介立し、君民に對して責任を負擔すと雖も、其地位の便宜を利用し、君主を敬遠し、國民を抑壓し、君民の間に牆壁を築きて、兩者を疏隔し、忌憚せしむるの弊害なき

と能はず、是れを匡正し、是れを救濟するには、君民の接近を簡易にし、君民の交通を容易ならしめ、君民間の意思疏通を斷切するが如きこと勿らしめざる可らず、

君主は名譽の泉源にして、慈愛の根元なれば、時に破格の叙爵を行ふて、民心を獎勵奮起し、時に特赦恩典を施與して、矯正と救濟とを爲し、國民をして國事に劣力し、國家に忠勤ならしめざる可らず、

君主の地位に立ち、君主の權力を執行する所のものに二種あり、其一世襲君主、其二選立大頭領是れなり、其一世襲君主は、民族の首長、又は宗家の正系なるよりし、全國民の師たり、父たる恩誼に基き、君主と國民との間、利害に得失に、盛衰に、存亡に、擧げて是れを共にする、一身同體にして

宛かも頭惱と支肢機官との如く、別離まるとを得ず、分割まると能はざるもの、若し夫れ是れを別離まれば、君主と國民とを無しするなり、是れを分割すれば、國家を亡するなり、師傳や倫教の本源たらざる可らず、父母や慈愛の源流たらざる可らず、君主は國民と權力を争奪ま可らず、名利を競争ま可らず、故に君主は勢威を誇張して國民を恐喝ま可らず、偏へに國民を賑富して私財自産を愛惜擁護爲す可らざるなり、古先王の曰く、國民の賑富るは朕の富貴るなり、と嗚呼至仁至愛なると斯くの如くにして、實祚天地と長久を保たん、其二選立大頭領は、一民族又は一國民が、國政を委託し、國民を代表するが爲めに、對等國民中より、賢良を選舉し、殆んど世襲君主の權力を執行爲さしむるなり、然れども、其委託されたる

權力執行は、任期間に止まり、任期の満限するや、引退して普通の國民に復歸するものなれば、就職中は君主と同一に、正義仁愛、徳を躬行實踐し、名譽の泉源、慈愛の根元たらざる可らざるも、退職するや、其就職の際に、中止せられたる、國民たるの權利財産は、再び以前の如くに活動を初むるなり、

國家が神理神法に基きて、國民を統治し制裁し、各個人の生命財産を保護し、社會萬般の改善進歩を計畫し施設するの行爲、是れを政治と謂ふ、

政治の要とせる所は保護すると、助長するとなり、而して大別して二とす、曰く内政、曰く外政、是れなり、

内政は教育、經濟、司法、軍事、警察、其他國民公共の利益と便宜とに裨益する一切の事業施設を爲すとなり、而して其目的とする所個人の上にあるなり、

外政は交通、貿易、交際等を條約を以て進捗し、擴張するとを爲すとなり、而して其目的とする所國家の上にあるなり、

内政は個人を主とし、外政は國家を主とし、其目的とせる所の

もの殊別なれども、内政の良否は外政の盛衰に影響爲し、外政の得失は、内政の利害に關係爲すを以て、内政に於ては外政に斟酌し、外政に於ては内政に取捨せざる可らず、

内政と外政とは輔車唇齒の如く、一方を誤まれば一方を害し、一方を失すれば一方を損ず、須らく調和併立し、聯絡兩立して、偏輕偏重なからしめざる可らず、

内政は法律に依りて執行し、外政は條約又は國際法に依りて進退すと雖ども、兩者とも時宜と公益とに依りて取捨し増損せざる可らず、

内政は一視同仁に、平等均霑を主義とせ、國民教育を施して、知愚の度に懸隔なからしめ、社會救済策を採りて貧富の差に隔絶なからしめ、國民を調和し親愛せしめて、疾惡乖離し、不平紛

争なからしめざる可らず、
 内治は法律の指示する権利を保護し、義務を監督すると同時に、
 法文の欠漏を補足し、法文の誤謬を匡正し、主として時弊を
 矯正し、惡風汚俗の改善に任せざる可らず、
 國民各個は國家切要の分子なり、分子なる個人の揚善環理あ
 るは國家の損害不幸たり、こゝに於て國家は國民教育の必要
 あり、資本家地主對労働者小作人に於ける分配所得救済等の
 社會の調和整頓策を採用し、以て國民を健全にし、國家を富強
 ならしめざる可らず、
 政治の激變は國家を紛乱せるのみならず、國民を損害せると
 大なれば漸次にせざる可らず、社會政策の必要上、産業を保護
 し殖産を奨励せるにも、直接偏頗の特典を避けて、普通間接の

便宜補助を計畫施設せしめ、
 保護奨励の便宜補助に關する、社會政策は、文學、技藝の學校設
 置、道路、通信、鐵道、航路の開設普及、資金の集散分配、政務の簡易
 敏活、納税の公平、輕減其他何にても社會の公益、國民多數の公
 利に適當するの事業は、國家として是れを計畫施設し、務めて
 少數階級の偏頗を除去し、平等均霑の德澤に潤沾はしめて、不
 平疾惡の患害なからしめざる可らず、
 内治の大眼目とする所のものは、國民を和合し、親愛ならしむ
 るにあり、即ち各個人をして知識を増進ならしめ、職業に安堵
 し生計に窮苦なからしむるにあり、其策は
 第一 國民教育を普及すること
 第二 職業に安着し得せしむること

- 第三 勞銀の所得を生計に安からしむること
 - 第四 鐵道、電氣、航路を擴張普及し、移轉交通を便利容易ならしむること
 - 第五 疾病、老衰等の不幸者を救済せしむべき保險制度を設けること
 - 第六 衛生風俗を嚴に監督すること
 - 第七 殖産興業の援助設備を爲すこと
 - 第八 資金の集散分配、其當を得せしむること
 - 第九 稅務の簡易、納稅の輕減を主とすること
 - 第十 累進稅法を主稅と爲すこと
- 以上内治の政策は、國家の狀況と國民の狀態とに依りて廢置増減せざる可らず、と雖ども、特に注意し熟慮すべきは、國家に

偏重して個人を侵害す可らざる、と亦た個人に偏重して國家を衰弱す可らざるとにあり、要するに個人を救護しつゝ、國民の發達を計り、以て國家の隆盛を期せざる可らず、國家をして其政策を誤らしめざるは、其政權をして一部少數の翫弄物たらしめずして、全國民の參與し掌握する所たらしめ、少數者が是れを專恣にするに能はざる如くに、多數者も是れを專擅せざるに能はしめざる可らず、而して是れを能くするものは、君主と全國民との合意投合上ならざる可らず、政治の本元は神理神法に基きて、社會の邪曲偽惡等の行爲を抑制禁止して、正直眞善等の行爲を保護し助長するにあり、故に多數の黨衆を以て少數を壓制し損害せしめず、亦た少數の運動を以て多數を侵害し蝕食せしめざるにあり、

政治の實權は少數者に委す可らざるが如く、多數者にも任す可らず、須らく君主と全國民との間に緊持せざる可らず、而して是れを維持せんには

第一 君主は政務を嚴に監督せること

第二 君主は黨衆の擅恣を抑制すること

第三 君主は少數の運動を禁止すること

第四 國民は選舉權を執行するに、正義自由獨立なるべきこと

第五 國民は公正の判斷力を持し、黨派を指揮し政務を監督せしむべし

君主と國民との間、邪曲偽惡を排斥して、正直眞善を執持することを爲し、國政を監督し改善するを爲せば、内治整頓して、國

民の幸福を増進し、國家を富強にし國權を振作し得ん、外政は國家を主とするの行爲にして、國家の意思を外部に發表し確揮するとなり、而して國家なるものは、一國民の團結合に名命し指稱するものなれば、國家外政の主義目的とする所は、全國民の意思を伸長し、利害を選擇し、實益を獲得し名譽を發揚せざる可らず、如何となれば、國家の意思は國民意思の湊合なればなり、國家の利害は國民利害の積重なればなり、國家の名譽は國民名譽の表彰なればなり、國家の外政にして國民と一致し、國民と進退し、國民と利害休戚を俱に共にせば、冀圖する所のもの必ず遂達し、計畫する所のもの必ず遂行し、國民利福を進捗するを得ん、外政上に最大緊要なるは正義博愛の執持と主張是れなり、其

場合は

其一 自國と他國との間に關する時
 其二 自國と他國との間に關する時
 其三 自國と他の國家との間に關する時
 其四 自國民と他國との間に關する時
 其五 他國と他國との間に關する時
 其六 他國と他國民との間に關する時
 其七 他國民と他國民との間に關する時

以上數多の場合に於ても、正義博愛は神理神法上、國家は大なる人格として執持し主張せざる可らざる義務を負擔す、天職には服務せざる可らざる本分は竭盡せざる可らざればなり、正義博愛の前には敵なくして、正義博愛の後には味方あり、苟

も正義博愛上扶助擁護すべきを視れば、是れを執行し、亦た防護し討伐するの必要あれば、是れを斷行すべし、正義博愛は帝王の權にして、羸者の柄なり、國家名利の搏得と國力國權の取得擴張は、一に正義博愛の勝利に歸せり、

神理神法上の行避中、法律上の行為、即ち爲べきに属するものは、權利にして、避止即ち爲す可らざるに属するものは義務なり、何を以てか爲すべきに属す、爲すとの正直眞善なるを以ての故なり、何を以てか爲す可らざるに属す、爲すとの邪曲偽惡たるを以ての故なり、

理性上よりする、正邪、曲直、眞偽、善惡の認識、理會は、神理神法の指示せる所、と同一行避たりと雖も、法律上に於ては、政治公共に影響し、關係すべきの事柄のみを豫測し、抽象し、認定して、爲すべきに属するものを權利として是れを保護することを爲し、爲す可らざるに属するものを義務として是れを禁止し、又は服従せしむるなり、

法律上の權利は、自己の自由意思に依りて、中止し、讓與し、放棄するを得ると雖も、義務は、政府の強制公力を以ても、堅く履行せざるを得ざらしめ、若し悖戻し干犯するとあるに於ては、懲戒し、刑罰するを爲す、

法律上の權利と義務とは、社會の秩序と安寧とを保護し、増進せしむるに有るを以て、専ら當時の社會に適應するを主とせり、故に法律は社會の變遷と人心の推移に依りて、是れを改廢し、亦た變更せしめざる可らず、

法律上の權利に例外あるは、權利は自己の自由意思に依りて、中止し、讓與し、放棄するを得るものたるも、社會の公利と公益とより、特に保持すると執行するとを命令せられ、服従の義務を附課せらるゝとあり、彼の所有地に牆垣を設置し、又

は耕宅地を目的の如くに使用せしむるが如き政治上に於ける強制投票権の執行の如き、亦た是れが譲與賣渡の罰則あるが如きものは是れなり、

神理神法上の行善避惡は人生の最先に確定せらるるも、法律上の權利義務は人後の必要に設定せらるる而して神理神法は該博なる綱領を指示すれども、法律は事實の細目と事件の條項を列擧し、神理神法は宣告表示に止まれども、法律は強制し執行することを爲す、

神理神法の純善純理なるに比して、法律は習慣を重んじ、秩序を尊ぶを以て、自から歴史に偏僻し、奮憤に抱泥し、現狀に偷安せざるの缺失あり、立法者たるものは是れが矯正と改善とに眼勉し、行政司法の兩官は同じく補足し善解するに謹慎せざ

る可らず、

法律上の權利義務には、片務なる、と雙務なるとの二種あり、片務は兩義ならざる甲の權利は乙に服従するの義務と爲り、乙の權利は甲に服従するの義務と爲るが如き、雙務は是れに反して、相對相方に義務と爲り、亦た權利とも爲る契約上の權利義務なり、此の契約上の權利義務は相互に義務ある、と同時に相互に權利をも有するなり、故に雙務を兩義と謂ふ、

國家の法律は命令にして權利に屬し、是れに對する國民は絶對的に服従するの義務あれども、法律は制定發布を以て、殆んど約束の如き性質を帯ぶるものと爲り、明文に依りて國民を束縛するの權利と同時に、明文に依りて亦た國民を保護せざる可らざるの義務と反報し來る、

五〇
國家は法律を以て國民を行避せしむるの權利に於て、片務なれども、法律に依りて行避せる國民は、是れを保護せざる可らざるを以て、これに至りて、片務が雙務に變形し來るなり、片務の約束に於ては國家の權利が國民の義務となり、國家の義務が國民の權利と爲るものなるも、雙務に變形する場合には、國家に命令し強制せるの權利あれば、國民は服従し履行するの義務あり、國民既に服従し履行せば、國家は是れを保護し、監督せざる可らざるの義務に反報するが如き是れなり、國家に施政の權利あれば、國民に納税の義務あり、國民既に納税の義務を完了すれば、施政の保護を享受するの權利を有す、ここに於て國家は良民を保護せざる可らざるの義務を負荷

するものと爲るなり、國家の權利は義務に反報し、國民の義務は權利に復歸せるとを知るべし、故に國家に爲政の權利あれば、國民に被治の義務あり、國民に被治の義務あれば、國民に参政の權利を取すべきものと爲るなり、故に納税兵役の義務を、國家に竭盡せる所のは、自然に國政に參與するの權利即ち選舉被選舉權を保有すべきものと爲るなり、國家の命令即ち法律を以て國民に服従の義務を課するに、國民能く是れに服事せる場合に於ては、國民の義務が權利に復歸し、國家の權利は義務に反報すと雖ども、否服従者、即ち法律

に違背し悖逆せるものには、既定の懲戒刑罰を加ふるを以て
法律干犯のものには何等の権利をも復歸せず、斯の如きもの
には國家の権利は、無限に強制力を執行し得るものとす、

第九 人と經濟

地位を異にして、寒暖同じからず、地理を別にして肥瘠等しからず、寒暖同じからざれば物産同じからず、肥瘠等しからざれば生産等しからざるなり、而して各人の知識、と藝術、と習慣、と熟練、とが長短を生じ、得失を來すを以て、物産、と製造、とに於て千差萬別、殆んど枚擧す可らざるなり、人類の欲望する所を満足せんには、有無を交換し、過不足を貿易せざる可らず、爰に欲望する所のものあれば、自から勤勞に従事せざる可らず、勤勞に従事せざれば物を得ると能はず、物を得ざれば欲望を達せず、欲望を達せざれば満足すると能はず、是れを約すれば満足の本源は勤勞にして、勤勞の原因なくんば満足

足の結果を得ざるものなり、
 勤勞を爲すにあらざれば欲望は達せられず、満足は得られず、
 而して勤勞の結果よりして得られたる物に於けるや、其度量
 や之れに對比し適應するの分量に止まるのみ、故に勤勞小な
 れば得る所の物も小に、勤勞大なれば得る所の物も大なり、
 人には靈妙不可思議なるの心知あり、能く研究練磨すれば、神
 秘を開發し、神妙に遂達するを得べく、亦た織巧緻密なるの
 體軀機官あり、能く習熟し、能く熟練せしむるれば、神物を弄び
 審美を製作するを得べし、
 斯の如くにして天産を増殖し、機械を發明し、亦た珍品を作り
 優物を製し、小勞を以て大物に交る、小量を以て大量に易る、經
 濟上の所得を大ならしむべし、

小勞を以て多産し、多産して小費し、小費して蓄積するとは、經
 濟上の原則たり、而して小勞にして多産するを得るは知巧
 と機械との助力を借ればなり、多産にして小費するを得る
 は、精工珍貴の製作品を以て天産粗品と交換すればなり、小費
 にして蓄積するを得るは勤儉節用をれば也、人には知能體
 力に於て優劣長短得失の差違あるが上に權勢の熱欲あり、競
 争の熾情あり、自然に優劣貧富を生出す、富者は資本家地主と
 爲りて、社會の上位に立ち、貧者は職工小作人と爲りて、社會の
 下層に居る、斯の如くにして資本と土地とは富者の所有に歸
 せると雖も、貧者なる職工小作人の勞働加工せる所なから
 んか、何物をも生産せられず、亦た何品をも製作せられざるな
 り、故に富者の資本土地、と貧者の勞働加工、とは生産製作の上

に分割す可らざるの切要あるなり、
 資本家地主と労働者小作人との協同は生産に缺く可らざるものにして、両者の間能く親愛し、協和をれば、生産増加し、然らざれば、生産減少す、望むらくは資本家は労働者の生計を安んずるに、疾病老衰を保護して、後顧の憂苦なからしめ、地主は土地改良肥料等の資金を小作人に低利貸附け、収獲を増加し、所得を多からしめよ、
 物品の価値は、需要供給の進退消長に依りて定めらるゝと雖も、労働者の働銀に依りて變更左右せらる、若し一物の価値騰貴せんか、労働者の働銀は増加せらるべく、亦た他業より移轉し來るものを生じて、過産の結果、速ちに市價を低落すべく、一品の価値低落せんか、停業し、罷工し、轉業して、生産の欠乏を

招致し、速ちに市價を騰貴可し、
 物品価値の高低は、過産と欠乏と需要と供給とに依りて生出し、停止するを得ず、已む可らざるものなれども、資本家は常に資本に餘容あらしめて、時として金融機關の助力を借りて、物價を維持し、労働者は常に貯蓄の餘力を備へて、停業罷工の窮苦に陥らざるを要す、
 富者たる資本家地主と貧者たる労働者小作人との所得分配を視るに

- 第一 固定利子
- 第二 不固定利子
- 第三 固定賃銀
- 第四 不固定賃銀

第一の固定利子は、契約にて確定せられ、中途は變更せられざるもの、資本家の貸金利子、又は市街宅地の地賃等は是れなり、第二の不固定利子は普通契約にて定まると雖ども事變の發生に依り、即ち凶年不作等の際に料金を減少するもの地主の小作人に對する地賃等は是れなり、第三の固定賃銀は雇主被雇者の間に、契約を以て一定の賃銀を確定するもの、普通工場、被雇者及び農業の年給被雇者の如き是れなり、第四の不固定賃銀は、雇主の随意と被雇者の請求に依りて、時に増減するもの、臨時雇の職業に多く、時に普通工場にも是れなり、以上第一と第二とは、需要供給と競争上より己む可らざるが

如きも、富者たる資本家地主は、自制克己して、獨占と壟斷とに流れず、亦た壓抑専恣に失せず、貧者たる労働者小作人は、勤儉獨立して、強請に失せず、暴舉に訴ゑず、相互の間、推譲し親愛爲すを要せり、

第三第四は、兩者を折衷し斟酌して、左の如に改訂するを欲す、
 第三 契約にて、一定の賃銀を確定し、別に純益の幾分を分配し、
 第四 労働者に配當すること、
 但疾病老衰等の保險制度は、雇主被雇者協同醸出法を定むること、

資本主の同盟壓抑と労働者の罷工強請とは相互の不利益損害なるのみ止まらず、國家の産業と經濟上に至大の損害なれば、國家は政策を施して、兩者の所得分配を公平にし、疾惡忌

憚の原因に豫防救済を爲さざる可らず、文化の進歩するに従つて、生計の度も増進し、勢ひ奢侈に傾向するとは、人生の嗜欲好譽心上己む可らざるものあり、是れが結果として、土地と資本と、漸次にして國民多數の手中より少數富者の掌裡に流入し、貧富貴賤の階級漸々に離間隔絶して、社會は愈々益々、少數富者の安逸愉樂に、多數貧民の勞苦不快は滔々乎として其底止する所を知る可らず、落膽不平疾惡の反動や、恐懼戰慄に耐えざるものあり、天の未だ雨降らざるに、偏戸を稠糶し、壞屋の未だ顛倒せざるに挽回せざる可らず、其豫防策は、

其一 政府の公債を以て土地を買上げ、小作人に年賦償還法を以て賣下ること

其二 工業者職工組合に事業資金を年賦償還法にて貸附

其三 町村に不動産提供の組合銀行を設立し、債權の發行預金を以て土地の改良農具肥料等の永期貨付を爲すこと

以上二策にして實行せらるれば、國民最大多數の勞働者小作人をして、其堵に安んじ、其業に樂ましむるを以て、怨恨疾惡の發動心を消滅するのみに非らず、職業に冀望愉快を感じて、生産製造の上に勤勉精良を加え、國民福利福期せずして得らるべし、對外の國家經濟策に、自由貿易と保護貿易との二主義ありて、各自に其利益とする所を論辨すと雖とも、國家は有機なるの

人格を具備するを以て、理論の優劣長短のみを以て採擇すべきに非らず、主として歴史に鑑み將來に參し、國家現實の利害と得失と依りて、取捨を裁決せざる可らず、富國にして工業進歩せるものは、貧弱にして工業未開の國と貿易するには、自由貿易策は國家に利得たれども、對手なる貧弱國に於ては、自由貿易は不利にして保護貿易策は利益たり、
 國家が關稅を設定せんには、彼我國力の優劣を比較し、工業の盛衰を計考し、而して輸出入貨物の種類と數量金額とをも精査統計し、能く數理上の損益得失を熟慮し、主として自國に利益なるべく決定せざる可らざる、
 國力に生産に對等なるの邦國間に於ては、自由貿易策は保護貿易策に勝たず、保護貿易主義は自由貿易主義に優れり、然れ

ども斯の如きは相互に保護主義の煩雜に苦心せんより、寧ろ交互に自由主義を採擇するの簡易輕便なるに如かざるなり、
 萬國對峙の競争場裏に立ちて自由貿易策は保護貿易策に勝たざるなり、須らく先づ保護貿易策を執持し、對手國の要求に應じ、自國に利益なるべく、輕減を約束するを可なりとす、
 國家は自國民を利益し、而して國家を富強ならしめざる可らず、故に輸出稅は可不的け輕減、又は無稅にし、輸入稅は増徴するを可なりとす、其理由とする所は輸出に於て天産粗製品に課稅し、工業精製品に免稅せれば、自然に自國の製造工業を獎勵すると爲り、輸入品に於て天産粗製品に輕稅、又は免稅し、工業精製品及び奢侈物に重課すれば、輸入品を制限して、自國の工業を保護すると爲るなり、

例外あるは自國の特産物にして他國に嘗て生産せず、又は製造せられざるものは、關稅を重課するも可なり、亦た他國の特産物にして、自國に必需なるものは、輸入稅を輕減又は免除するを可なりとす、
 對外貿易の要は自國を利益し、國家の富強を増進するにあれば、事變あれば應じて以て是れを利用し、機會あれば捕捉して利得する所なからざる可らず、

第十 國と國

國と國との交際法は、神理神法の人道を以て原則と爲さざる可らず、
 國と國との對峙するは、一個の人格を以て、權利を執持し、義務を履行せざる可らず、
 國際間の權利義務は、法律上の權利義務の如くに主權者の命令を帯びず、從て法律上の懲戒を帯びず、之れに服するものにも、法律上の義務を課せざるなり、
 然れども其本性は命令に外ならず、神理神法に率由せる衆人の意見、又は公論に依りて定まり、其爲すべく、爲す可らざるの欲望に從はざれば、是れに蒙らしむるに患害、又は不便を以て懲戒し、以て公論の或は是とし、或は非とする所に從て、是れを

行ひ是れを止めしむるものなり、
國際間の法律たる

第一 倫敦、道德、及び法律諸家の論説、

第二 條約締結

其第一は神理神法とも稱すべく、公論に依りて行避せしめ、患害又は不便を以て懲戒す、

其第二は雙務の契約にして、相互の合意に依りて定まり、權利と義務とを明定して、悖戻せる者には損害の賠償を負擔せしむ、

國家は獨立の主權者にして、國家の上には主權者の主宰し制

裁するものなければ、國家の紛争あるに當つては、左の二者の一

一を選択せざる可らず、

第一 仲裁々判

第二 戦争の勝敗

其第一は二三邦國間に紛争の生ずるに當り、其關係國の一致

合意より、他の中立國、又は指定各國の選出せる委員會に判斷

せしむること、

其第二は第一の仲裁調停の行はれざるに當り、已むとを得ず、

海陸の開戦を爲して勝敗を決定せること、

地球は神よりして、人類の住宅運動場に授與せられ、地上の萬

物は、人類の需要即ち利用厚生爲に神より供給せられるよ

を以て、轉移と生業とは各人意の欲る所たるべきは神の意思

なり、何者か是を制止し、何人か是を抑止し得ん、

正義善直は神の善みする所、他の國家にして是れに悖戻する

の所爲あらんか、鞭を鳴らして是を攻伐ざる可らず、

國家に自利の權あるとは、個人に自利の欠可らざるが如し、然れ共個人に利他の天職あるが如く、國家も亦た利他の責任あり、交際の誼に、貿易の交に於て、自利に偏せず、利他忘るゝ勿れ、國家は國民の惣稱なれば、國家の意思は、國民の意思ならざる可らず、國家の行爲は、國民の行爲ならざる可らず、故に國家と國家との交際は、國民と國民との交際ならざる可らず、其親善に於ても、政府と政府との親善ならずして、個人と個人との親善ならざる可らず、國民と國民と間にして、交通親近し、意思疏通して、親善の交際あらんか、少數政治家の名譽野心の爲めに、國交に虚飾し、戰備を誇張するとを廢棄し、贅費を減し、軍費を省き、政費を減じ、租税を輕減するとを得し、

明治三十五年六月廿日印刷
 明治三十五年六月卅日出版

定價金拾五錢

著者 櫻井 靜

千葉縣山武郡二川村

印刷人 松 惣次郎

千葉縣千葉町六八二番地

印刷所 立 眞舍活版部

千葉縣千葉町六一八番地

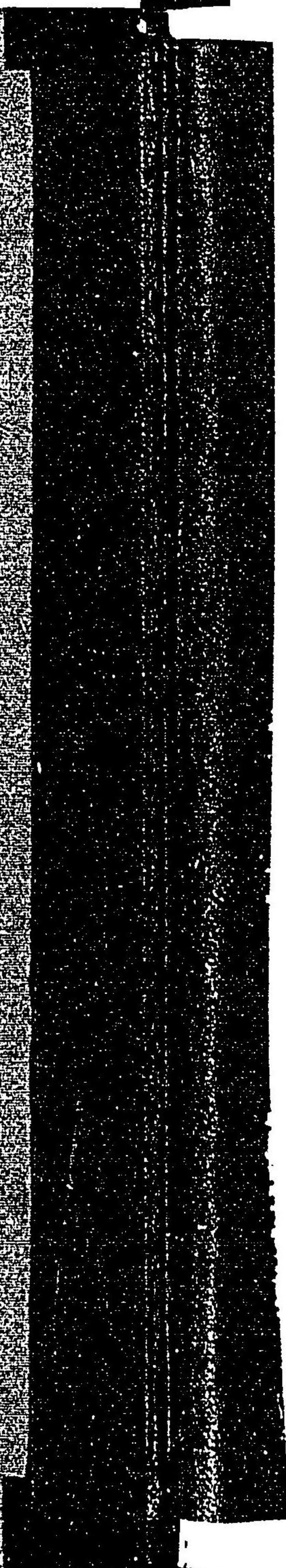
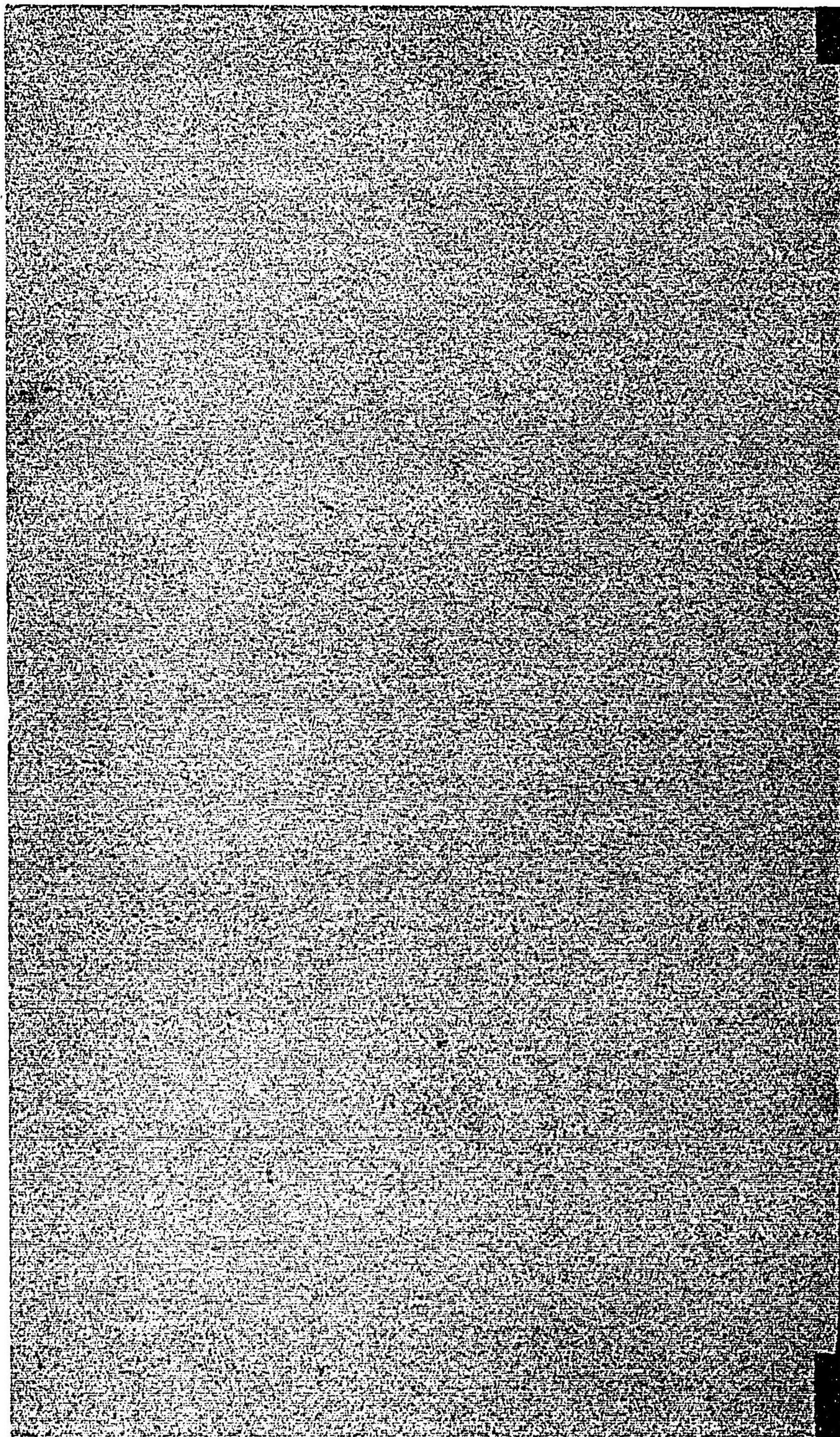
賣捌所 立 眞舍

千葉縣千葉町六八二番地

全

多田屋支店
 千葉縣千葉町 番地

D. 29



1

2

論人神續

櫻井 靜

国立国会図書館

18

576

